

様式第1号（第8条関係）

岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者 住所
氏名
署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)
生年月日
連絡先

岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。また、暴力団員でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部に照会することについて同意します。

なお、過去に同一の補助対象ブロック塀等で補助金の交付を受けたことはありません。

補助事業	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金		
所有者	住所 氏名 TEL		
概要	所在地	岡山市 区	
	規模	道路面からの高さ m,	補助対象長さ m
補助事業に要する事業費	円	補助対象経費	円
補助金申請額	円	契約予定日 完了予定日	年 月 日 年 月 日
仕入れに係る消費税額の控除対象事業者	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない		
添付図書	(1) ブロック塀等の所有者であることを示す書類 (2) 付近見取図 (3) 位置図（撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの） (4) 既存ブロック塀等撤去事業調書（様式第2号） (5) 既存ブロック塀等点検チェックリスト（様式第3号） (6) ブロック塀等の現況写真（点検チェックリストのチェック項目がわかるもの） (7) 補助対象工事に係る見積書及び見積内訳書の写し (8) 市税の完納証明書 (9) 誓約書（様式第4号）		
備考			
担当者所見			

既存ブロック塀等撤去事業調書

申請者名：

区分	撤去工事	所在地	岡山市			
			①補助事業に要する事業費 (円)	②補助対象事業費 (円)	③補助対象経費 (千円)	補助金基礎額内訳 (千円)
事業概要					④補助金申請額	⑤申請者負担額 (③-④)
ブロック塀等の撤去			対象長さ m ×9,000 円/m =			
合計						

①補助事業に要する事業費は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用とする。

②補助対象事業費は、撤去するブロック塀の対象長さに9,000円/mを乗じて得た額とする。

③補助対象経費は、①補助事業に要する事業費と②補助対象金額と補助対象経費の限度額（撤去するブロック塀の対象長さに9,000円/mを乗じて得た額）を比べて小さい方の額（千円未満切り捨て）

④補助金申請額は、③補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、限度額は15万円とする。

様式第3号（第8条関係）

■既存ブロック塀等点検チェックリスト

1. 補助対象路線

対象のブロック塀等がどの対象路線に面しているかを右欄に記入してください。

- ①緊急輸送道路
- ②通学路
- ③住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路

2. 構造別に以下の項目を点検し、1つでも点検結果に不適合項目があれば補助の対象となります。

○補強コンクリートブロック塀の場合

（不適合の場合は点検結果の欄に「×」を記入）

点検項目	点 検 内 容	点検結果
塀の高さ	2.2m以下である。	
塀の厚さ	高さ2mを超える場合、15cm以上である。	
	高さ2m以下の場合、10cm以上である。	
控え壁	塀の長さ3.4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。（塀の高さが1.2mを超える場合）	
基礎	コンクリートの基礎がある。	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	
鉄筋	塀に鉄筋が入っている。	
その他 危険個所		

○組積造（石積、れんが塀等）の場合

（不適合の場合は点検結果の欄に「×」を記入）

点検項目	点 検 内 容	点検結果
塀の高さ	1.2m以下である。	
塀の厚さ	壁頂までの垂直距離が1/10以上である。	
控え壁	塀の長さ4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	
基礎	コンクリートの基礎がある。	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	
鉄筋	塀に鉄筋が入っている。	
その他 危険個所		

※点検の結果、不適合となった項目については、点検の内容がわかる写真の添付が必要です。

誓約書

私は、岡山市ブロック塀等撤去事業の申請について、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 撤去するブロック塀等は、私が所有するものです。
2. 撤去工事にあたり、トラブルが生じないよう十分に配慮し、トラブル等が発生した場合は、私の責任で解決します。
3. 撤去後、万が一、他の所有者や利害関係者等との間にトラブル等が生じた場合は、私の責任で解決します。
4. 撤去後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法、建設リサイクル法をはじめとする各種法令の規定を遵守します。
5. 法令、条例、補助金規則又は当該事業の補助金交付要綱等に違反したときは、補助金の交付決定が取り消されること、並びに補助金の返還をすることを了承します。

年 月 日

住 所

氏 名

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)